○外務省告示第二百七十号

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十七年第二百三十九号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号及び第一九八九号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十七年七月十日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号4（b）、第一三三三号8（c）、第一三九〇号2（a）、第一九八八号1（a）及び第一九八九号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十七年七月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

別表の284.を次のように改正する。

（別表）

次のとおり改正する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

284. イブラヒム・アリ・アブ・バクル・タントゥーシ（別名：(a)アブド・アルムフシン(b)イブラヒム・アリ・ムハンマド・アブ・バクル(c)アブドゥル・ラフマン(d)アブ・アナス(e)イブラヒム・アブバケル・タントゥーシェ(f)イブラヒム・アブバケル・タントゥーシ(g)アブド・アルムフシン(h)アブド・アルラフマン(i)アブデル・イラー・サブリ（南アフリカ旅券43402116l1と関連を有する同国偽造ＩＤ番号6910275240086と関係のある偽名。いずれの書類も没収済み。)(j)アルリビ）

IBRAHIM ALI ABU BAKR TANTOUSH (a.k.a. :(a)Abd al-Muhsin (b)Ibrahim Ali Muhammad Abu Bakr (c)Abdul Rahman (d)Abu Anas (e)Ibrahim Abubaker Tantouche (f)Ibrahim Abubaker Tantoush (g)' Abd al-Muhsi (h)' Abd al-Rahman (i)Abdel Ilah Sabri (false identity related to fraudulent South African identification number 6910275240086 linked to South African passport number 434021161, both documents have been confiscated) (j)Al-Libi)

称号：不明

役職：不明

生年月日：1966年２月２日

出生地：al Aziziyya, Libya

国籍：リビア

旅券番号：(a)リビア旅券203037（リビア、トリポリにて発行）(b)（リビア旅券347834, Ibrahim Ali Tantoushの名で発行、2014年２月21日失効）

ＩＤ番号：不明

住所：リビア、トリポリ（2014年２月時点）

国連制裁委員会による指定日：2002年１月11日（2006年７月31日、2006年10月４日、2011年５月16日及び2015年７月10日に改訂）

その他の情報：アフガン支援委員会（Afghan Support Committee（ＡＳＣ））(282.に指定した団体)、イスラムの遺産復興協会（Revival of Islamic Heritage Society（ＲＩＨＳ））(283.に指定した団体）及びリビア・イスラム闘争グループ（Libyan Islamic Fighting Group（ＬＩＦＧ））(174.に指定した団体）と関係を有する。写真及び指紋はインターポール（国際警察刑事機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年６月８日に終了した。

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町八知字椋田六〇二三から六〇二五まで、六〇二七から六〇三一まで、六〇三一の一、字若宮六〇八七から六〇九〇まで、六一〇九から六一一三まで、六一七四から六一七六まで、六一七八から六一八〇まで、六二二六、六四二七、六四四二から六四四四まで、六四四三の一、六四四四の一、六四四八、六四五〇から六四六四まで、六四五三の一、六四五七の一、六四六五の一、六四六五の二、六四六七から六四六九まで、六四六七の一、字火ノ谷六〇八六の一、六四七〇、六四七一、六四七一の一から六四七一の三まで、六四七五の一、六四七五の二、六四七六、六四七七、六四八〇から六四八八まで、六四八二の一、六四八三の一、六四八五の一、六四八九の一、六四八九の三から六四八九の一〇まで、六四八九の一二から六四八九の三〇まで、六四八九の三二、六四八九の三五から六四八九の三七まで、六四八九の四〇から六四八九の四四まで、六四八九の四六から六四八九の五一まで、六四八九の五四から六四八九の六〇まで、六四八九の六二から六四八九の六六まで、六四八九の六九、六四八九の七〇、六四八九の七二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及びむかわ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県山形市大字常明寺字浦山五三一、五三二、五三二の一、五三五、五三六、五三八の一、五三八の二、五三九から五四一まで、七八八、七八九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字浦山五三二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び山形市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

○農林水産省告示第千八百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町八知字椋田六〇二三から六〇二五まで、六〇二七から六〇三一まで、六〇三一の一、字若宮六〇八七から六〇九〇まで、六一〇九から六一一三まで、六一七四から六一七六まで、六一七八から六一八〇まで、六二二六、六四二七、六四四二から